

# 経済建設委員会会議録

平成31年3月7日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:35

## 【 案 件 】

1. 議案第 3号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4号)
2. 議案第 4号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)
3. 議案第 9号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
4. 議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
5. 議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
6. 議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
7. 議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
8. 議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
9. 議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算
10. 議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算
11. 議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算
12. 議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算
13. 議案第34号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
14. 議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)
15. 議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とすることにつき議会の同意を求めること
16. 議案第43号 市道路線の認定

## 【 所管事務調査 】

1. 西鉄バス路線の見直し要望への対応について
2. 目尾・幸袋地区の浸水対策について

## 【 報告事項 】

1. 中村精工株式会社との立地協定締結について (産学振興課)
2. 飯塚市企業立地促進補助金の採択について (産学振興課)
3. 飯塚市農産加工品ブランド化推進事業について (商工観光課)
4. 飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度について (商工観光課)
5. 飯塚市住宅リフォーム補助金制度及び飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金制度の見直しについて (住宅政策課)
6. 工事請負変更契約について (企業管理課)
7. 工事請負契約について (契 約 課)
8. 「国際都市いいつか推進計画」の策定について (国際交流推進室)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第3号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」の補足説明をいたします。今回の補正は、メインスタンド改修工事調査設計委託の委託契約額の決定及び年度割額変更によるものでございます。補正予算書の31ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ210億1312万1千円とするものでございます。また、第2条におきまして、規定の債務負担行為の変更を行うものでございます。33ページをお願いいたします。債務負担行為補正につきましては、メインスタンド改修工事調査設計委託の契約締結に基づき委託業務の年度割額を変更することに伴い、平成31年度の限度額を7180万2千円とするものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。35ページをお願いいたします。1款3項2目の施設改善費1億4791万6千円を、メインスタンド改修工事調査設計委託の契約額決定により568万1千円減額するものでございます。これに伴い、2款1項1目の予備費において、国庫支出金120万9千円を除く447万2千円を増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、3款1項1目競走費補助金2521万7千円を、歳出の減に伴い120万9千円減額するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第4号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、補足説明をさせていただきます。補正予算資料の7ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、国の補正予算に伴いまして建設改良事業を実施するもので、事業費及びその財源について増額をするものでございます。資本的収入につきましては、企業債及び国庫補助金で2億9054万9千円を増額し、総額を12億9186万1千円とし、また、資本的支出につきましては施設整備費及び施設改良費等3億3177万円を増額し、総額を20億8536万6千円とするものでございます。主な事業としましては、浸水対策事業の1つであります水江雨水ポンプ場新設実施設計委託、管路等のストックマネジメント計画策定委託等でございます。なお、全事業につきましては、地方公営企業法第26条第1項に基づき翌年度へ繰り越す予定といたしております。以上で、下水道事業会計補正予算についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第9号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。予算書の339ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1732万6千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

歳出からご説明いたします、344ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1577万4千円につきましては、貸付金の回収に係る職員給与費及び関係経費を計上いたしております。なお、25節積立金につきましては、歳入歳出の財源調整並びに基金預金利子及び基金の運用に伴う積立金として、466万7千円を計上いたしております。345ページをお願いいたします。2款公債費、1項公債費の145万2千円は、市債償還の元金及び利子を計上いたしております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。少し戻っていただき、342ページをお願いいたします。1款県支出金、1項県補助金、1目住宅新築資金等補助金の90万7千円は、市債の利子補給及び貸付金の償還事務に対する県補助金を計上いたしております。2款財産収入、1項財産運用収入の466万7千円は、減債基金の預金利子及び運用収入を計上いたしております。

343ページをお願いいたします。5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入の1139万6千円は、国、県の住宅新築資金等貸付金の償還元金及び利子収入を計上いたしております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 平成31年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の351ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ162億8599万1千円とするものでございます。また、第2条債務負担行為で、発走合図機借上料及び照明器借上料について、2028年度までを計上いたしております。平成31年度につきましては、本場開催はSGレースを1節5日、特別GI

レースを1節5日、GⅠレースを2節10日、GⅡレースを1節5日、普通開催レース17節63日、ミッドナイトレース12節38日で、合計126日間の開催予定で予算を編成いたしております。場外発売概算延日数は341日の予定でございます。

主な内容につきまして、事項別明細によりご説明いたします。まず歳出からご説明いたします。予算書の358ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費7667万8千円は主に職員給与費を計上しております。次に、予算書の359ページをお願いいたします。比較増減につきましては、予算資料35ページをご参照願います。1款2項1目の本場開催経費17億1754万5千円は、前年と比較いたしまして2102万7千円減少いたしております。これは主に、JKA交付金猶予分の返済が30年度をもって終了することによるものでございます。

次に、予算書の360ページをお願いいたします。比較増減は、同じく予算資料35ページになります。場外発売関係経費11億3691万4千円は、前年と比較して場外発売関係費が9989万6千円の減、専用場外発売関係費が1638万7千円の増となっております。これにつきましては、直近の売上状況を見込み、算出したものであります。1款2項2目の包括的民間業務費9億507万8千円は、前年と比較しまして2457万7千円減少しております。これは、歳入から当該委託料を除く歳出を差し引いたもので算出しております。次に、予算書361ページをお願いいたします。1款3項2目の施設改善事業費につきましては、メインスタンド改修工事調査設計委託料、機器借上料、各所改修工事費及び走路改修工事費を計上いたしております。

次に、歳入ですが予算書の355ページをお願いいたします。比較増減は予算資料35ページになります。1款1項1目の勝車投票券発売収入154億6625万円は、場外発売及びミッドナイトを含めた本場126日分の売上見込みを計上いたしております。前年と比較いたしまして、1億6205万円増加いたしております。こちらにつきましても、直近の売上状況を見込み、算出したものでございます。次に、2款1項1目の場外発売業務負担金6億2868万3千円は、本場及び専用場外発売所における他場受託分収入を計上いたしております。3款1項1目の社会資本整備総合交付金3041万3千円は、メインスタンド改修工事調査設計委託の国庫補助金でございます。なお、平成31年度当初予算の包括的民間委託に伴います収益保証につきましては、約4億2千万円を見込んでおります。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 平成31年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の369ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2903万9千円とするものでございます。その主なものにつきまして、事項別明細にて歳出からご説明をいたします。374ページをお願いいたします。1款1項1目一般管

理費の129万2千円は、企業局への事務委任負担金等でございます。2目施設管理費の1373万7千円は、施設の維持管理に係る経費として計上しておりますが、主なものとしては光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥採取等委託料などとあわせて、国の基本計画に基づき、補助事業として実施いたします当該施設の長寿命化計画策定に係る委託料でございます。2款1項公債費では、1301万円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入のご説明をいたします。お戻りいただきまして、372ページをお願いいたします。1款1項1目の農業集落排水事業分担金を1件分の17万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を493万6千円としております。3款1項1目の農業集落排水事業費補助金410万円は、歳出でご説明いたしました当該施設の長寿命化計画策定を実施するための財源として交付されるものでございます。4款1項1目の一般会計繰入金では、1983万1千円として歳入歳出の収支バランスをとっております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 平成31年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の379ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3569万7千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、事項別明細にて歳出からご説明をいたします。385ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の1306万4千円は、職員1名の給与等と嘱託職員1名の賃金等でございます。2目市場管理費の2973万5千円は、市場施設の維持管理に係る経費として計上しておりますが、その主なものは次の386ページにございます維持補修費、冷凍庫等点検委託料、清掃委託料、老朽化等によります各種補修工事とあわせて、市場内に存在しております民有地の用地購入費でございます。

次に、387ページをお願いいたします。1款2項1目の施設整備費で新地方卸売市場整備事業費3億5988万5千円を計上いたしております。2款1項公債費では、3201万3千円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。お戻りいただきまして、383ページをお願いいたします。1款1項1目地方卸売市場使用料は、平成30年度の決算見込みに従いまして5208万1千円を計上しております。対前年比989万4千円の減額は、主に今年度で閉鎖となります水産物部に伴うものでございます。2款1項1目市場事業費補助金は1057万4千円を計上しております。3款1項1目一般会計繰入金では、2443万3千円を計上して収支バランスをとっております。次のページ、384ページをお願いいたします。6款1項1目の市場事業債3億4860万円は、施設整備費の財源として地方債を計上するものでございます。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 平成31年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。予算書の395ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5192万7千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。歳出からご説明いたします。401ページをお願いいたします。1款駐車場事業費、1項駐車場事業費、1目一般管理費の442万円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。2目駐車場管理費の2706万2千円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場の駐車場管理に伴う関係経費を計上いたしております。なお、13節委託料につきましては、平成28年度から5年間、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターを指定管理者として委託契約を締結しておりますので、その年間委託料として2505万円を計上し、14節使用料及び賃借料につきましては、飯塚立体駐車場の発券機等のシステム借上料として121万2千円を計上いたしております。402ページをお願いいたします。2項施設整備費、1目施設整備費の1670万7千円は、飯塚立体駐車場につきまして、供用開始から26年経過し、経年劣化、老朽化が見られ、改修工事が必要なため、トイレ改修等の経費を計上いたしております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。少しお戻りいただき、399ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料の2654万円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場等の使用料を計上いたしており、2款繰入金、1項一般会計繰入金の555万2千円は、一般会計からの繰入金を計上いたしております。また、5款市債、1項市債、1目駐車場事業債の1670万円は、歳出でご説明いたしました飯塚立体駐車場の整備事業に伴う起債を計上したものでございます。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 平成31年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明

いたします。予算書409ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9204万3千円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。歳出から説明をさせていただきます。413ページをお願いいたします。第1款第1項工業用地造成事業費として、鯉田工業団地の管理費430万4千円を計上いたしております。

第2款第1項公債費につきましては、鯉田工業団地造成に係る借入金の平成31年度分の償還元金1534万8千円を計上いたしております。第3款第1項予備費については7239万1千円を計上しております。

続きまして、歳入をご説明させていただきます。412ページをお願いいたします。まず、第1款第1項財産運用収入ですが、九電柱の貸付料1万1千円、及び、鯉田工業団地第2区画に立地しております株式会社タイセイプラスとの売買契約において、10年後に土地売買金額9576万1778円を支払い、それまでの間は固定資産税相当額の支払いを行うという、企業立地に要する初期投資費用を軽減するための使用貸借特約付分譲制度による土地売買契約を行っているため、その固定資産税相当額を貸付料として50万3千円、合計51万4千円を計上いたしております。第2款第1項繰越金ですが、これは平成30年度からの本会計における繰越金見込額を計上いたしております。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第14号 平成31年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算資料の41ページをお願いします。まず、上段黒丸の業務の予定量でございますが、給水戸数を5万9189戸、年間総給水量を1265万8064立方メートルと計画いたしております。以上の業務量から、その下の収益的収支におきましては、水道事業収益を22億3607万6千円としております。主なものとしまして、営業収益では給水収益19億4504万7千円、営業外収益では、3つ目の黒丸になりますけれど、長期前受金戻入1億6534万5千円でございます。

次に、水道事業費用につきましては、浄水場の運転管理や維持管理費等の経常経費でございますが、総額を23億4809万4千円としております。主なものは、営業費用では人件費で職員及び再任用を合わせました21人分、1億6352万9千円、その下の委託料で5億8933万3千円、また、その4つ下にあります動力費で1億7115万2千円、それから5つ下になりますが、減価償却費で9億3962万3千円でございます。また、新たな取り組みとしまして、2つ上に戻っていただきますと報償費がございますが、収納業務報奨金としまして68万1千円を計上いたしております。次に、営業外費用では、企業債利息1億4266万8千円が主なものでございます。

続きまして、下段の資本的収支でございますが、収入の総額を7億9480万9千円としており、主なものとしましては、改良事業等にかかります財源として企業債と、次の42ページ

になります。出資金でそれぞれ3億5880万円、それから3つ下の納付金で5279万7千円等でございます。資本的支出につきましては、総額を18億1253万4千円としており、主なものとしましては、災害時における重要給水施設に至ります管路更新など、改良事業費で12億5514万円を計上しております。そのほかでは、2つ下になりますが、企業債償還金で4億4310万2千円、それからまた2つ下の国庫補助金返還金123万7千円を計上しております。この国庫補助金返還金につきましては、平成29年度決算に基づきまして、当該年度補助分についての補助金の仕入れに係る消費税相当額を返還するものでございます。

また、下段の資本的収支不足額の補填の表でお示しをしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億1772万5千円につきましては、その右側にお示しをしております。以上で、水道事業会計予算についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 平成31年度飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算」について補足説明をいたします。予算資料の43ページをお願いいたします。上段黒丸の業務の予定量でございますが、給水事業所数及び年間総給水量は、昨年度と同様の6事業所等を計画しております。

収益的収支につきましては、工業用水道事業収益の総額を5464万1千円としており、主なものとしまして給水収益558万9千円、その下の他会計補助金3107万6千円でございます。工業用水道事業費用につきましては、総額を5418万4千円としており、主なものとしまして人件費2人分で1527万5千円、維持管理や修繕等に係ります本会計の負担分として負担金1054万7千円、減価償却費2489万円でございます。

次に、資本的収支につきましては、支出の総額を509万1千円としておりまして、2つ目の黒丸のところにあります。改良事業費486万2千円が主なものでございます。資本的支出にかかる財源につきましては、下段右側にお示しをしております補填財源で補填するものとしております。以上で、工業用水道事業会計当初予算についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 平成31年度飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執



行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算資料の44ページをお願いいたします。上段黒丸の業務の予定量でございますが、処理件数を2万4174戸、年間総処理水量を669万7953立方メートルと計画をいたしております。以上の業務量から、その下にあります収益的収支におきましては、下水道事業収益の総額を20億9969万7千円としており、主なものとしまして、営業収益で下水道使用料10億3462万5千円、他会計負担金2億2206万9千円、また、営業外収益では、他会計補助金2億1414万1千円、長期前受金戻入6億1419万8千円を計上しております。また、中段にあります下水道事業費用につきましては、終末処理場の運転管理や維持管理費等の経常経費でございますが、総額を19億5429万9千円としております。主なものとしまして、営業費用では、人件費で職員及び再任用を合わせました13人分、8509万9千円、委託料で2億1151万5千円、そこから4つ下にあります光熱水費で6812万7千円、5つ下でございます減価償却費で11億7355万1千円でございます。また、営業外費用では、企業債利息2億352万9千円等を計上しております。

続きまして、下段、資本的収支でございますが、収入の総額を8億2445万4千円としており、主なものとしましては、建設改良事業等にかかる財源としまして、企業債で4億860万円、国庫補助金で2億9798万8千円、その2つ下にあります受益者負担金で3660万2千円等でございます。また、資本的支出につきましては、総額を14億7354万3千円としており、主なものとしましては、次の45ページになりますが、施設整備費5億3600万2千円、施設改良費2億250万円でございます。そのほか、2つ下にありますように、企業債償還金で6億2218万1千円を計上しております。また、資本的収支不足額の補填の表でお示しをしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億4908万9千円につきましては、その右側にお示ししております当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の補填財源で補填するものとしております。

次に、下段の継続費につきましては、浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金ということで、総額、及び2019年度から2023年度までの5年間について年割額を定めたものでございます。次に、債務負担行為につきましては、水洗便所等改造資金利子補給金、また、露切ポンプ場機械設備改築工事ほか2件につきまして、期間及び限度額を定めているものでございます。以上で、下水道事業会計予算についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 平成31年度飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算」について、補足説明をいたします。当初予算資料の46ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、病院事業収益の総額を4億3389万8千円としておりまして、主なものとしましては一般会計交付金

2億2549万1千円、その4つ下にあります、その他負担金2695万8千円、長期前受金戻入で1億4483万5千円を計上いたしております。

次に、中段、病院事業費用でございますが、総額を5億5151万7千円としており、主なものとしまして、指定管理者への交付金2億2549万1千円、減価償却費2億6237万1千円、その2つ下になりますけれども、人件費、1人分でございますが、909万5千円、支払利息及び企業債利息3004万4千円でございます。

続きまして、下段の資本的収支でございますが、収入の総額を1億7363万6千円としております。今年度より管理棟及びリハビリ棟改修事業を予定しておりまして、その財源として企業債及び出資金を計上しております。そのほかとしましては、その2つ下になりますけれども、その他納付金1億2657万2千円を計上しております。資本的支出でございますが、総額を1億7413万6千円としており、主なものとしましては、改修工事に係ります設計委託料等、建設改良事業費1436万1千円、企業債償還金1億4134万1千円でございます。また、47ページになりますけれども、資本的収支不足額の補填の表で記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額50万円につきましては、その右側にお示しをしております過年度損益勘定留保資金で補填するものとしております。以上で、飯塚市立病院事業会計予算案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 平成31年度飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第34号 飯塚市水道給水条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。議案書34ページをお願いいたします。本案は、国の水道法施行令の改正に伴いまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が追加されたため、関係規定を整備するために提出するものです。

改正内容につきましては、国の水道法施行令において、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に「専門職大学の前期課程修了者で、規定された学科・課程を修了した者」が追加されることになったため、飯塚市水道給水条例第40条の3第3項及び第40条の4第2項中、資格要件における短期大学に、専門職大学の前期課程を、短期大学等を卒業した者に、専門職大学の前期課程を修了した者を、追加するものでございます。施行日は、平成31年4月1日でございます。以上、簡単ではございますが、議案第34号の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○庄内支所経済建設課長

「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」について、補足説明いたします。議案書の44ページをお願いいたします。

提案理由としては、市道上の車両損傷事故にかかわる損害賠償を求めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものでございます。事故の概要としては、平成30年10月2日午後1時10分ごろ、庄内支所経済建設課職員が作業中に、市道木浦岐・小峠線での除草作業中に刈払い機の歯で跳ねた小石が走行中の相手方車両のフロントガラス、ボンネット、右フェンダーに当たり損傷させたものでございます。事故の原因としては、市道の草刈作業を行うときには飛散防止柵及び現場周辺への対応を行わなければならないところ、飛散防止措置を怠ったため本件が発生したものでございます。示談の内容としては市の過失割合が100%でございまして、相手方に5万2千600円をお支払いすることとなっております。今後は2人1組で今現在作業を行っております、今後は安全管理マニュアル等を作成しまして事故防止に努めていきたいと考えております。以上、簡単でございますが、議案第38号の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中博文委員

これは平成30年の10月2日ということですがけれども、これ前も委員会でお尋ねしましたけれども、前は穎田地区で同じようなことがあっています。その前は穂波でもあっております、過去で言えば。そのときも同じような防止策、対応策をしていると言われていたけれども、今回も同じように防護するネット、その他もしないで草刈りをされたという状況はどうだったのでしょうか。

○庄内支所経済建設課長

今回の分については前回報告したものの金額が50万円を超えましたので、その分の議会上程になっておりますので、前回、11月に報告させてもらった分と同じ案件でございます。

○委員長

課長、今の田中委員の質問の内容がわからなかったと思うんです。防護ネット柵をちゃんとしておったか、そういうことを田中委員は聞かれよと思うんです。そこをちょっと答弁してください。

○庄内支所経済建設課長

この事故のときは防護柵、ネット等は使用しておりませんでした。十分注意しながら作業は行っておったところですが、石を跳ねてしまって、相手方の車を損傷させたものでございます。

○田中博文委員

前回も同じようなことでこういう事故になったということで、しっかりと現場サイドを含めてマニュアルをつくって対応しますと。こういう形になるというのは何が原因なんですかね。現場の方が勝手にそういった形を怠ってやっているのか、きちっと部内員で話されて、その指示を守らなかったのか、やっていないのか。そこはどうか。そこはどうか。

○庄内支所経済建設課長

この事故の当時は、そういう規則とか規定を守っていなかったためにこういう事故が起こっております、今現在は2人1組で作業を行って、安全対策に努めております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

言われることはわかるんですけど、じゃあそれを具体的に、簡単なことじゃないかと思うんですけど。顛田のときも今回も、その防護柵をしてないというのが一番の原因でしょう。これ、車でおさまっていますけど、これ人に当たったりするとこれは大変なことになりますし、前回とか言ったと思いますけど、今、草刈り機も小石を跳ねないような草刈り機があるとか、いろいろなものがあるみたいですので、そういったことをきちっと精査して、安全にということをお前も僕は申し上げたつもりですけど、今の報告を聞くと何もされていない。また同じようなことが起きる可能性がまたあるんじゃないかというふうに、ものすごく心配するんですけど。そこのところ部長、どうでしょうか。

○都市建設部長

今委員が申されましたご指摘の点、作業員に、一人一人に厳しく注意をしているところでございます。今後につきましても、事故が発生しないように細かな指示をしながら、合わせましてマニュアルを作成しまして、徹底をさせていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○田中博文委員

部長、そういった形で本当に徹底されて、作業員の方もきちっとゴーグルその他をしないと、結構これ、ひどいけがにつながりますので、作業員の方を含めて、そういった安全対策を、本当にきちっとできるようにやってください。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めること」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長

「議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めること」について、補足説明をいたします。議案書の55ページをお願いいたします。本件は、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定に基づき、委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を求めるものでございます。現在の農業委員の任期が、本年3月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定等により、昨年12月7日から本年1月7日まで候補者の推薦及び募集の受付を実施いたしました。その結果、定員数19名に対し26名の推薦並びに応募がございました。このため、農業委員の候補者を選考するに当たり、飯塚市農業委員会の委員の選任に関する規程第5条に基づき、飯塚市農業委員会委員候補者推薦委員会を1月16日に開催したところでございます。この推薦委員会の結果、定員数19名の推薦を市長に対し提出いたしました。当初の推薦及び応募者を含めまして、認定農業者等が8名となっており、農業委員会等に関する法律第8条第5項が規定する農業委員の過半数を

認定農業者等とする規定を満たしていないことから、同項ただし書きに規定する例外規定を適用させる必要が生じたものでございます。また、本市は、例外規定であります区域内認定農業者数が委員定数の8倍を下回っている場合の認定農業者が少ない場合に該当しております。飯塚市の認定農業者数は89、農業委員が19名で、その8倍、152となりまして、認定農業者が少ない場合という形に該当しているということでございます。このため、農業委員の候補者におきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる認定農業者に準ずる者を合わせて農業委員の過半を占めることを適用させることによりまして、農業委員の任命におきます法令等の要件を遵守するという形となります。

なお、ご同意いただきますと、認定農業者に準ずる者4名でございますが、それを合わせまして、農業委員19名中12名となり過半を占めることとなります。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めること」については、同意することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第43号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書56ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるために提出するものでございます。今回認定する路線は2路線、延長132メートルでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番の路線は、寄附採納により路線を認定するものでございます。路線箇所は57ページ、58ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第43号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開いたします。

道祖委員から、「西鉄バス路線の見直し要望への対応について」、所管事務調査をしたい旨

の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

平成29年8月29日に、幸袋地区3自治会からバス路線の見直しをしてほしいという要望が飯塚市に出されております。その大きな理由は、その地区に住む方々が高齢になって、免許返納ということが多くなってきているので既存のバス路線が遠いと。今後のことを考えると、路線を、旧国鉄の幸袋線のほうに回していただけないかという要望書が出されたわけです。それについてどういうふうに取り扱っているのか、30年3月7日の委員会で所管事務調査をさせていただきました。その結果がどうなったか。1年たっておりますので、その後の経過、今後どうなっていくのか、その確認をさせていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「西鉄バス路線の見直し要望への対応について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「西鉄バス路線の見直し要望への対応について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

今も所管事務調査の趣旨を述べましたけれど、その後に小竹のほうでバス路線を一部廃止するとか、手を引くとか、経費削減のためにそういう流れが出てきて、いろいろと協議が二転三転したというふうに聞いております。結果として、要望が出て2年近く、1年半になるわけですよ。それで、もうそろそろ年度内に方向性を出さないと、次の、知っている限りでは路線の変更が、西鉄さんなり国なりとの関係で、協議の関係で、時刻表というんですか、それが変わってくるのが大体いつも毎年10月だと聞いておりますので、どうなっておるのか、もう結論が出たのか。その点を確認させていただきたいと思います。

○商工観光課長

今、委員の質問にありましたように、昨年3月7日、経済建設委員会で小竹町方面、毛勝及び穎田方面赤池工業団地から新飯塚を結ぶ路線であります、西鉄バス「小竹・天道線」において、幸袋地区の地元自治会長から運行の便数の一部について、迂回運行を行ってほしいとの要望を受け、その経過等を報告させていただいたところでございます。前回の説明では、みなし路線の適用不可や、迂回することによる1便当たりの計画運送量の未達成を基因とした国、県の路線維持に係ります補助金の対象外との懸念がなされ、当初要望どおりの対応ができないという回答を行ったところでございます。

その後、先ほど委員も言われましたように、12月17日の経済建設委員会、こちらにおきまして、当該路線でございます小竹・天道線、こちらが小竹町の赤字補填の契約を終了したい旨の通知があったことと、通知の内容を沿線自治会等に報告して、地域の意見等を踏まえた協議を行うことで、商工観光課のほうから報告を行ったところでございました。この内容について、幸袋地区自治会長及び幸袋まちづくり協議会への報告をする際に、地元自治会から路線見直し要望についての状況等も報告させていただき、幸袋地区全体での対応、協議を行うこととされました。幸袋地区では、この対応、協議を行うため、西鉄バス小竹・天道線の廃止及び路線変更に関する専門委員会を設立され、幸袋地区全体として協議を行うこととなり、市としましてもその協議に参画させていただき、結果としまして、運行全便について、当初区間より少々短い区間でございますが、迂回することで地元協議が整い、西鉄バスとの事務レベル協議での概ね了承をいただいております。

○道祖委員

当初と違う路線になってきたということですが、迂回路線がどのように変わってきているのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

迂回区間につきましては、鯉田渡交差点停留所から幸袋公民館停留所の区間となります。現路線は国道200号線を通るルートでございますけれども、小竹側から飯塚方面に向かい、鯉田渡交差点を右折し、すぐの浜生交差点から左折でございます。当初要望のJR幸袋線の旧線路敷を通ることとなります。その後、県道30号線を左折し、幸袋交流センターから国道200号線に戻るルートとなります。

○道祖委員

当初は薮野のセブンイレブンの横、国道との、何と言うんでしょうか、節点から旧JR幸袋線に入った、国鉄幸袋線に入っていく路線を希望していたのが、地元との協議、西鉄との協議の中で、そこからではなくて、鯉田渡、国道の200号線の鯉田渡のところから飯塚に向かって右側に入っていく、浜生交差点から左に行く。そして、国鉄幸袋線に入ることですね。そして県道30号線からまた左に曲がって、そして国道に出るという形になるんですかね。住宅の少ない部分は、今回、要望のとおり通らなくて、そして国鉄幸袋線のほうになったということですよ。地元との協議が整って、そういうことで話がついているならば、私はそれで結構だと思っておるんですけど、問題はいつからです。いつからになるのか、その点、確認します。

○商工観光課長

今ご質問の路線、小竹・天道線でございますけれども、こちらが国の地域間幹線系統補助を受けている路線でございます。その対象路線になる路線につきましては、毎年10月1日を基準としたダイヤ改正等が行われております。そのため、今回の対応についても、最短で本年10月1日からの路線変更となります。

○道祖委員

それは、もう路線変更は10月1日からなるというふうに理解していいんですかね。というのは、そういうふうに路線変わった場合、停留所の問題があるから、今言った、以前の国鉄幸袋線のその部分は車道として整備されて、意外と広いというのは承知しておりますけれども、問題は停留所の整備等は問題ないのか。そして、それを考えた上で10月1日に実施できるというふうに考えておるのか、その点だけ確認します。

○商工観光課長

当初から要望のあった3自治会も含めましてでございますけれども、今回迂回します路線の沿線6自治会長と調整を行って、また、地元の代表の方と西鉄バスを含めた現地立会の上、停留所の設置要望箇所の確認を現在行ったところでございます。今後は、土地所有者との調整がございましたけれども、地域の協力を得て進めてまいります。あわせまして、警察協議、道路管理者協議というふうなことになりますが、極力、時間を使わないような形で、10月1日を目指したいというふうに、西鉄との協議は進んでおります。

○道祖委員

高齢化が進んでいる中での要望ですので、ぜひ10月1日から実施できるように努力していただきますことをお願いいたしまして、この質問は終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から、「目尾・幸袋地区の浸水対策について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

昨年の浸水被害を受けて、各議員が一般質問なり代表質問なりで、この3月議会までいろいろと対策についてお尋ね等がありましたけれど、最終的にどこを見ても、今回の水害の結果として見ると、調整池を整備したところ、河川整備をしたところはやはり水害は減っておると。だから、河川整備と調整池の整備はやはりしていかななくてはいけない。また、ポンプの整備等はしていかななくてはいけないとは思うんですけど。問題は、本流の遠賀川の対応がどうなっておるのか、確認させていただきたいということでもあります。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「目尾・幸袋地区の浸水対策について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「目尾・幸袋地区の浸水対策について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

ご承知のように、平成15年、平成20年、21年と水害があつて、昨年また水害があつたわけですけど、平成15年の水害を受けて、旧飯塚市内では水害対策を短期、中期、長期で計画されて、平成20年、21年度、被害を受けて、積極的にその対応を進めてきたわけですよ。進められたところを見ますと、上流部に調整池をつくって、一旦水をためて、そして緩やかに流すというようなことで対策を打ったら、その地区は、今回は水害は発生していない。もしくは少し水が出たという状況だったと思うんです。それで、潁田についても、幸袋についても同じような対策をするべきだとは思いますが。そのようにしていくような答弁が重ねて行われてきたと思いますけど。問題は遠賀川のほうに水を内水排除したときに、遠賀川が耐え切れるかということですよ。それについてどう思っておるのか。それとともに、それに対して、国に対してどういう、国がまずどういう動きをしているのか。それに対して、また、市としてはどういう形で遠賀川の整備について要望していくのか、その3点、お尋ねいたします。

○土木建設課長

まず、昨年の7月豪雨におきましては、24時間雨量が観測史上最大となりまして、川島水位観測所での水位は、氾濫危険水位を約6時間、計画高水位を約1時間にわたりまして超え、過去最高を記録いたしております。このことから、ポンプ増設などの内水対策を進めるためには、まずは遠賀川本線の水位を低下させる対策が重要であると捉えております。

続きまして、国の動きということですが、国土交通省遠賀川河川事務所によりますと、遠賀川の水位を低下させる対策につきましては、既往の現計画ですが、中間堰の改築がございまして、これにつきましては今年度末に完了し、その後、直方市街地までの河道掘削が予定されております。また、今回の7月豪雨の出水を受けまして、直方市の上流から庄司川合流部にかけて、河道掘削により河川断面の確保や堤防高の不足箇所等の対策が新たに検討されているところでございます。

今後の、市がどういうふう、それらについて要望あるいは協議していくかということにつきましては、現在、平成30年7月豪雨の浸水対策連絡協議会が開催されております。その浸水対策の一環として、その本線を含めた今後の対策について、有効な手段を要望していきますとともに、これのスムーズな実施について要望してまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員



国のほうではいろいろ考えておるということですが、検討されているということですが、具体的に内容がわかるのはいつごろになるのでしょうか。

○土木建設課長

現在、浸水対策連絡協議会での状況ですけれども、現状では調整池あるいはポンプ場、こういった内水対策が必要であろうと。そして、先ほど申しました、その内水排除に伴います水量がふえますので、遠賀川本線の河道掘削等が必要というふうな結果が出ております。ただ、実際に今現状、遠賀川につきましては先行してその河道掘削なりの計画が進められているところですが、内水排除の対策につきましては、今後協議、継続協議が必要というふうな状況となっております。

○道祖委員

まず、国の動きがどうなっているのか確認していただきたい。連絡協議会があるということですが、問題は、その内水排除も大切なんですけど、やはり遠賀川をどうするかによって、例えば内水排除、ことしのような雨の降り方で、水の上がり方が、私も40年近く飯塚に進んでおりますけれど、あの水量を見たのは初めてでちょっと怖いぐらいでした。どこの堤防が切れてもおかしくないのではないかと思うぐらい水位が上がっておりました。ということはやはり、本流のほう、遠賀川のほうをやはり容量をふやさない限り、内水排除はできない状況があると思うんです。それが一番大事ではないかと思っているんです。だから、一番被害に遭った方々は、さきの質問でもありましたが、幸袋地区にまだこのまま住めるのか、やっぱり不安だというような声で一般質問されておりましたが、そのとおりだと思うんです。だから、やはり考えられることを、早く地元の人たちに示していただきたい。安心感を与えていただきたいんです。市としてはどういう考えで、その要望を、市単独でできないのはもう承知しているんです。だから、合併特例債を使って整備をしてきたんですから。だから、国が管理している遠賀川の改修をやってくれと、積極的にやっぱり要望書を、要望書ではなくて陳情等、何でもいからやっている姿を市民の皆さんに見せていただきたい。そして、その結論を早く国に示すように働きかけていただきたいと思っております。部長、どう思います。

○都市建設部長

本線、遠賀川の河川整備に関しましては、遠賀川改修期成会等々の中で、毎年、国のほうには要望をしているところでございます。今回、7月豪雨を受けまして、今の計画で大丈夫なのかということも踏まえて、学識経験者を入れた中で再検討もなされております。計画の見直しも当然必要で、やっていくというふうな意向も聞いておりますので、この期成会の中で、しっかりと沿線自治体一丸となって要望活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員

その経過を、何もしていないのではなくてやっている姿を、当然委員会にも報告があるとは思いますが、その報告した内容を市報等でやはり皆さんに知らせるほうが、安心感が増すのではないかと思います。そのようなことを考えて、積極的な取り組みをお願いして終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「中村精工株式会社との立地協定締結について」、報告を求めます。

#### ○企業誘致推進室長

去る2月15日に岐阜県岐阜市に本社があります中村精工株式会社との間で、鯉田工業団地第1区画への立地協定の締結を行いましたので、ご報告いたします。資料につきましては、表題に「中村精工株式会社事業計画概要」と記載しております資料をご覧いただきたいと思えます。中村精工株式会社は、主にフロントグリルやダッシュボードなど自動車部品の金型製造やプラスチック加工、各種加工機の作成等を行っている企業でありまして、代表者は渡邊章氏、設立は平成25年2月18日、資本金は800万円、従業員数は43名、直近の売上高は13億5367万円でございます。新工場の事業計画としましては、鯉田工業団地第1区画に建設する新工場名を「中村精工株式会社 九州工場」とし、敷地面積約2万9700平方メートルに、約1300平方メートルの建屋を建設するもので、本年11月の着工、来年9月の操業開始を予定されております。投資金額につきましては、約10億1千万円で、雇用計画は正規従業員数13名、うち新規採用人数12名を予定されております。同社はトヨタ自動車九州で生産中のレクスス車に取りつく部品の金型も数多く製造しており、九州工場では金型のメンテナンスに加え、将来的には金型の現地生産を実施していくことで事業の拡大を目指していくこととされております。

次の資料でございますが、表題に「鯉田工業団地区画図」と記載した資料でございます。こちらでは、中村精工株式会社が立地予定の第1区画の位置を示しております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市企業立地促進補助金の採択について」、報告を求めます。

#### ○企業誘致推進室長

本年度飯塚市企業立地促進補助金の採択を決定いたしましたので、ご報告させていただきます。この補助金は、飯塚市内において新たに事業を展開し、または、事業所を増設もしくは移設しようとする事業者に対して補助金を交付することで、指定産業の集積及び活性化、並びに市民の雇用機会の拡大を図るものです。それでは、1枚目の資料の上段に「飯塚市企業立地促進補助金」、その下に「別表(第3条関係)」と記載しております横向きの資料をご覧ください。本補助金の交付要件といたしましては、表の一番上段に記載の業種に該当し、新設・増設等に伴う投下固定資産総額が3千万円以上であり、本市に住所を有する新規常用従業員を5人以上雇用することとなっております。

次に、補助金の種類といたしましては、表の中段以降に記載しておりますとおり、1つ目が投資額に対し一定の割合を乗じて算出する「企業立地促進補助金」、2つ目が新規常用従業員6人目から1人当たりに対し補助金の交付を行う「雇用促進補助金」、3つ目が、新設した事業所に係る不動産取得税の100%を、2年目の企業立地促進補助金と合わせて交付する「不動産取得補助金」の3種類となっております。補助金の交付割合と交付限度額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、2枚目の資料をお願いいたします。上段に「平成30年度 飯塚市企業立地促進補助金交付決定額」と記載しております資料となります。平成30年度におきましては、平成30年12月1日までに増設等企業1件、新規申請後2年目の企業1件、新規申請後3年目の企業4件、新規申請後4年目の企業1件の、計7件の申請がありましたので、去る2月26日に学識経験者等で構成する飯塚市企業立地促進審査会において審査を行った結果、7件

全てが採択されましたのでご報告いたします。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市農産加工品ブランド化推進事業について」、報告を求めます。

○商工観光課長

国の地域創生推進交付金の地域お宝資源活用型産業創出事業補助金を活用した、飯塚市農産加工品ブランド化推進事業につきましては、平成30年5月にプロポーザル方式による受託事業者の選考を行い、その後、協議を重ね、今回2品目の商品が完成しましたので、報告するものでございます。資料のほうをお願いします。2品目につきましては、「ひだまり農家のリゾート」及び「ひだまり農家のドライベジ」でございます。ひだまり農家のリゾートは、遠賀川の豊かな水と盆地特有の気候が育んだ飯塚産特別栽培米の玄米を使用し、栄養バランスがとれた飼料で育った飯塚産ほなみ地鶏のスープで炊き、市内事業者が開発しました大豆のうまみ、栄養が丸ごと入った超濃厚豆乳を加えて仕上げたものでございます。

また、ひだまり農家のドライベジは、飯塚産野菜をフリーズドライ加工したもので、カット、加熱処理した野菜等をフリーズドライ加工し、手軽に野菜を使える商品であり、ロスも少なく、干し野菜のような風味の変化が少なく、食べやすく仕上げました。ひだまり農家のリゾート、ひだまり農家のドライベジは、情報発信力のある、食に興味のある子育てママ世代をターゲットに販売を展開したいと考えております。

また、本商品の開発につきましては、平成30年6月に飯塚観光協会を事務局としたJAふくおか嘉穂、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、市内の3大学等で組織する農産加工品ブランド化推進事業協議会を設立しまして、当該事業の受託者からの新商品の提案、販路開拓、PR販売方法等の提案を受けまして、協議を行ってまいったところでございます。今回の商品につきまして、3月9日土曜日にはイイヅカコミュニティセンター、中央公民館調理室でのマスコミ発表や、福岡市、また、飯塚市在住の親子向けの体験型試食会、こちらの開催を考えております。また、あわせて3月16日、17日には、糟屋町にございますイオンモール福岡において、福岡都市圏でのプロモーションを実施し、本年4月からの開発商品販売を目指しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度について」、報告を求めます。

○商工観光課長

平成31年度より高齢者の活躍できる社会の構築、さらには地域経済の活性化を目的とした行政ポイント事業でございます「飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度」の導入を検討しておりますので、その概要について報告させていただきます。資料をお願いします。導入目的は1に記載しておりますとおり、今後増加する高齢者（シニア世代）の方が生き生きと活躍できるよう、みずから積極的に社会参加し、地域社会に貢献できるシステムの構築、さらには地域経済の活性化を目的として導入を図るものでございます。

次に、制度の対象は「60歳以上の市民の方」としております。ポイントを付与する事業は、3に記載しております事業を予定しており、ポイント付与基準につきましては4に記載しておりますとおりとなります。4の①の研修型は、講座や研修を受講した場合に付与するもので、基礎・初歩的な研修は100ポイント、応用、上級の研修では500ポイントを付与するこ

ととしており、②の参加型は、1回の参加につき100ポイントを付与することとしております。

次に、ポイント付与からポイントを使用するまでの流れは、5に記載しておりますポイントの付与及び交換でございますが、まず、市の指定する事業所への参加者に対し、ポイント券、紙ベースでございますけれども、こちらを発行しまして、このポイント、紙ベースで受けましたポイントを受けた参加者の方は、市内で流通しております地域ポイント、現在ではチクスキパス、コスモスタンプ、てんとうむしーるの事業所がございますが、こちらのポイントに返還していただきまして、それぞれの加盟店で1ポイント1円の換金で使用できる仕組みとなっております。

次に、この事業の実施期間は、平成31年からの3年間を予定しておりますが、この間に効果測定を行うとともに、7に記載しておりますような課題を含め、さらなる検討を行ってまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度について、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市住宅リフォーム補助金制度及び飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金制度の見直しについて」、報告を求めます。

#### ○住宅政策課長

飯塚市住宅リフォーム補助金及び飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金につきまして、関係部署と協議、検討を行い、制度の見直しを行っておりますので、その概要につきましてご報告いたします。まず、飯塚市住宅リフォーム補助金の見直しにつきまして、ご説明させていただきます。提出させていただいております資料の1ページをお願いいたします。新制度の概要につきましてご説明いたします。新制度の名称は、仮称ではございますが、「飯塚市定住促進住宅改修補助金」といたしております。本制度は、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図ることを目的といたしております。下段の「政策の意図」に記載しておりますとおり、老朽化または不具合が生じた居住用住宅を改修し、住み続けていただくことにより定住化を図り、さらには、空き家になることを防止し、空き家の増加を抑制することにもつながるものと考えております。また、飯塚市住宅リフォーム補助金交付事業と同様に、施工業者を「市内に事業所を有する個人事業主または市内に本店もしくは支店を有する法人」とすることで、地域経済の活性化も図れるものと考えております。

事業概要についてご説明いたします。補助対象住宅は居住用中古住宅とし、補助の対象者につきましては、定住の意思を持って住民基本台帳に記載されている者または記録される予定である者とし、転入予定者も対象といたします。なお、5年以上居住することを要件といたします。また、補助対象費用の工事の金額は、消費税を除く8万円以上とし、補助金の金額は補助対象工事費の100分の10、10%とし、上限額を8万円といたします。加えまして、子育て世代等を考慮し、当該世帯の世帯員に15歳以下の子どもが含まれる場合は、1人につき2万円を加算いたします。また、この後ご説明いたします「戸建て中古住宅取得奨励金」と併用できるものといたします。なお、現行のリフォーム補助金は、1年度につき1回申請ができるものといたしておりましたが、新制度では、住宅1件につき1回限りの申請といたします。

続きまして、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付制度の見直しについて、ご説明いたします。提出しております資料の2ページをお願いいたします。新制度の名称は、仮称ではありますが、「飯塚市戸建て中古住宅取得補助金」としております。本制度につきましても、飯塚市定住促進住宅改修補助金と同様に、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用

した定住化の促進を図ることを目的としております。また、下段の「政策の意図」に記載のとおり、飯塚市空家等対策計画には、老朽危険家屋等の解体撤去に加えまして、利活用に取り組むため、空き家バンクの創設も視野に入れた計画となっております。中古住宅取得の推進を図ることで、空き家の増加の抑制にもつながるものと考えております。

事業概要につきまして、ご説明いたします。補助対象住宅は築15年以上の居住用中古戸建て住宅とし、補助の対象者につきましては、定住の意思を持って住民基本台帳に記載されている者といたします。また、市内居住者のうち、借家にお住まいの方も対象となります。なお、5年以上居住することを要件といたします。補助対象費用は、消費税を除く住宅及び土地の取得に要する費用といたします。補助金の額は、補助対象費用の100分の10、10%とし、上限額を30万円といたします。加えまして、子育て世代等を考慮し、当該世帯に15歳以下の子どもが含まれる場合は、1人につき10万円を加算いたします。また、先ほど申し上げましたとおり、定住促進住宅改修補助金と併用できるものといたします。

以上、簡単ではございますが、飯塚市住宅リフォーム補助金及び飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金の見直しの概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

まず1点目、リフォーム補助金の金額が下がっておりますけれど、31年度の予算は2500万円と、5千万円ふやしていると。これは、需要に対して考慮してやられたのかどうか。

○住宅政策課長

リフォーム補助金の25年度から29年度までの交付実績及び交付申請件数を参考にいたしまして、今回、さらに加算を含めたところで試算をさせていただいております。

○道祖委員

先ほども言いましたけど、平成15年、20年、21年、30年と水害がありました。当然、水害が起きたときには家を扱うことが多いんですよね。そういうときの対応は、このリフォーム補助金は使えていたんですか。

○住宅政策課長

水害等の場合のリフォーム補助金の使用については、使えておりません。

○道祖委員

それはなぜなんですか。水害が起きたときに、定住政策だったら、なぜ、そういうリフォームなんだから例外になるんですか。それは災害に関する何か法律があって、そういうものには使ったらいけないというふうになっているんですか。

○住宅政策課長

平成15年当時は、当該制度はございませんでしたけれども、23年に、言われるような災害のときにリフォーム補助金の制度につきましては使われた、というか申請があったという実績がなかったというふうに思っておりますけれども、基本的に、リフォーム補助金につきましては、機能改善というもので改修をしていただいて、住みよい、住みやすい住宅環境をつくり上げていただきまして、という目的でつくられたというふうに理解をしておりますので、ご理解をお願いします。

○道祖委員

いや私、昨年の水害、それ以前から、リフォーム補助金の申請については、当初予算で施行していきますけれど、リフォームの要望が多くて、10月なり年内、1年間で、年を越したら大体なくなっているという状況であったから、これは金額をふやしたほうがいいんじゃないかということをお願いしていたから、だから金額がふえたことについては了とするんですけれど。

ただ、金額が下がったことはいかかなものかと思っております。だから、快適な、住みやすい環境をつくるための目的のリフォーム補助金であって、では何で、その直近で被害に遭った人たちには、申請が出た場合はリフォーム補助金の対象にならないと明言されるのか、そこがわからないんです。

○住宅政策課長

質問の答弁になっているかどうかわかりませんが、修繕というものとリフォームというものを区別させていただいているということと、今回、被害に遭われた方につきましては、災害判定で半壊以上になった方につきましては、国の支援策も踏まえたところで、住宅の居住に関する部分の改修に関する助成をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道祖委員

理解できないんです。よくわかんないんです。ただ、歩いていて、要望としては、その災害、半壊とか何とか言うんではないんです。どうしても畳を変えなくてはいけないとか、壁紙変えなくてはいけないとか、だからこの際抜おうかと。手すりをつけようかと、手すりをつける話はまた違う費用が出てくるとは思いますけれど、いろいろなことを考えて取り組むわけですよ。ではそのときに、何でこのリフォームが使えないのかなという、単純な疑問なんです。だから、金額をふやして、定住政策の快適な生活を維持するためと言ったら、それは考慮してもいいのではないんですか、今後の運用の中で。運用の中でできるかできないか、ちょっと考えていただきたいと思っておりますけれど、それはできますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 56

再開 11 : 59

委員会を再開いたします。

○住宅政策課長

現行のリフォーム制度、この見直しの事業につきましても災害では一応対応できないような制度にはなっておりますけれども、災害対策につきましては改めて、災害支援につきましては、関係部署と協議をして、連携をとりながら、制度の構築について研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○道祖委員

やっぱりその災害、水害ですよ、水害に遭って扱わなくてはいけない、家を扱わなくてはいけない。その金額によっては、市内から出ていくという話だってあり得るわけです。だから、場合によっては、やっぱりそういうことを考えないと定住政策にはならないですよということです。だから、今の決まりはわかる。建前はわかります。基準はわかります。だけど、要望があったときに、それは、非常時は非常時の対応をすればいいのではないかなと思うんです。

続きまして、新築のやつでいきますけれど、今度は30万円ということで、新築のやつには出さないというふうになっておりますよ。それはそれでちょっと後で確認しますが、今度、補助対象費用で「居住用住宅及び土地取得に要する費用」という、「土地取得に要する費用」ということはどういうことなんですか。これがちょっと、私わからないので、まずお尋ねします。

○住宅政策課長

中古住宅を取得する際に、底地もくっついているものだというふうに、こちらとしては考えておまして、土地も含めた住宅取得の補助ができればということで、土地の対象費用に加えさせていただいております。

○道祖委員

それは、普通、土地があつて、そして建物が建っているわけです。だから、普通、購入するというのは、一式を購入するというのが前提で考えるわけですけど。確かに、土地の所有者と建物の所有者が違ふ。建物の所有者が売るということはあると思うんです。しかし、それは中古住宅であつて、土地ではないじゃないですか。だから、何でわざわざここに「土地取得に要する費用」と書かれているのかが理解できないんですけど。

○住宅政策課長

今委員が言われるとおり、前制度につきましては家屋のみの取得費を対象にしておりましたがけれども、中古住宅に、今度制度にする際に、中古住宅の取得価格を考えてみた際に、非常に安価な場合が、住宅については価値がなくて土地の付加価値で販売するというふうなこともあると想定して、家と土地と合わせたところでの補助対象経費とさせていただきます。

○道祖委員

ということは、要は土地の所有者と建物の所有者が違って、建物の所有者がそれを中古住宅として売り出したときは、今まではそれでもオッケーだというふうに考えていたということですか。けど、実際は土地つきで建物があるんだから、わざわざこういう表現をしなくてもいいんじゃない。逆に、土地がなくても中古住宅を購入すれば、補助金は出しますよということでしょう。だったらここにわざわざここまで、土地取得にというふうに、いちいち上げる必要はないのではないかと、余計なことを書いているんじゃないかと言っているの。

○住宅政策課長

現行のマイホーム取得奨励金につきましては、建物のみの取得費用で補助対象経費を見ておりましたので、今回、費用を広げて、土地まで拡大して見たということでございます。

○道祖委員

それは、では固定資産税を払うときに、土地の固定資産税と建物の固定資産税分けて来ますよね。だから、例えば新築なり、中古住宅でもいいです。売りに出ています、買いましたと。土地の評価は、路線価で坪10万円だから100坪だったら1千万円です。売り値が2千万円の建物であったら、1千万円に対しての補助金しか出していなかったの。そういうことではないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 05

再開 12 : 05

委員会を再開いたします。

○住宅政策課長

繰り返しになるかと思ひます。中古住宅を買われた方も、土地つきの中古住宅を買われた方も両方とも補助金の対象になりますけれど、今までの制度が、土地の代金は取得費として、補助対象経費として見ていなかったの、今回土地まで見ましょうという制度に変えさせていただいた次第で、前は上物だけの取得費というふうに補助対象経費をさせていただいたところがございますので、今回、費用の範囲を広げさせていただいたということになります。

○道祖委員

それは、私が言っているようにただし書きで、それを正確に土地の所有者と、建物の所有者が違つても出しますよということを正式に書いているということね。そういうことですね、はい。それは理解しました。それと、新築に関するやつはなくなって、中古にしたわけですよ。新築に、その理由がここ、課題問題で書いているけれど、別にこの制度はなくても家を買いましたよという話ですよ。だから要らないんじゃないかということで、この課題で書いているわけですけど。確かに仕事に、一般質問もしましたけど、仕事について入ったり出たりするわ

けです、転入転出。それは事実です。だから、あなた方この制度を使って、どういう形でその関係者にPRしてきたか、ちょっと調べてみてください。

それと、アンケートの取り方が、どんなアンケートの取り方をしたか、私、理解できていませんけど、「あることを知っていましたか」という、「あるなし」で選びましたか、こちらに来ましたかという話なのか。あるということを知っていたのか、知らなかったかということは、アンケートをとりましたか。

#### ○住宅政策課長

まず、広報の仕方ということの質問につきましては、ホームページに掲載しているのは御承知のとおりだと思いますけれども、平成24年度制度発足時に、市報それからあなぶき興産九州マンション分譲広告便乗掲載広報とか、同月フリーペーパー「チクスキ」、10月には、西日本新聞に移住定住フェアの記事が載っております。それから、24年度はほかにヒット展示場とか回っております、25年度につきましては市報掲載、それから、26年度についてはJR駅構内にリーフレットの配布、福岡地所株式会社、ヒット展示場へのマリナ通り香椎浜、大野城、久留米、小倉南にリーフレットの掲示をしてきております。26年度には加えまして、宅地建物取引協会筑豊支部等々にご紹介をさせていただいております。27年度も同様に、展示場に広報をさせていただいております。28年度につきましても、マリナタウン姪浜、大野城、香椎、八幡というふうに、一応チラシは配ってきておりますけれども、29年度、30年度につきましては、広報のみのお知らせというふうに、申しわけございません、なっております。

それから、アンケート調査につきまして、この制度を知っていたかというアンケートについては、誠に申しわけありません、実施はしておりません。このアンケートに、「どうやって知りましたか」というふうなことにつきましては、ホームページ、住宅メーカー、勤務先、その他というふうに仕分けはされておりますけれども、あらかじめ知っていたかというふうな質問の仕方は、申しわけございません、しておりません。

#### ○道祖委員

何で言うかと言うと、やはりPRが少なかったのではないかと思います。私は仕事について人が入ってくる、これは当たり前だと思うんです。仕事でついて出ていくというのは。だけど、仕事はあるんだけど、どこに住もうかと思ったときに、選択するとき、一般質問でもいたしましたが、久留米とか近隣の都市を見たときに、住宅政策が、やはりそちらのほうが進んでいる。よくよく考えてみてください。質問のときに、要らぬこと、ちょっと時間の関係で多くは言いませんでしたが、転出先は福岡というふうになっておりますけれども、転入転出を考えていったときに、転出先が桂川町、嘉麻市に行っている人も多いんです。それはなぜかなということを見ると、ひょっとしたら嘉麻市は住宅政策、定住施策で宣伝をどんどんしていて、約300万円ぐらいですか、最高で。それぐらいのことをやっている。仕事は飯塚にあります。だけど、通勤距離から考えたら、別にその価値観が、ここで、飯塚市に住んでいる人と価値観がちょっと違って、向こうでも十分快適な生活ができると。子育てもできると。だって、広域保育もやっているし、いろいろな広域圏行政に取り組んでいっていますから。そういうことを考えていったときに、やっぱり負けているのではないのかな。わかりますか。筑豊ブロックもしくは、こういう答弁がありました、「筑豊の防波堤になっている」と。それを、筑豊だけ考えたらそうかもわからないけど、相手にしているのは別に県内全域だっていいわけでしょう。そういうことから考えたら、再三言いますが、定住政策についてやはり再考するべきではないかなと思います。今回これは、そのアンケートに従って、新築には出さない。新築には出さないけど、新築を建てて住みたいという人には、もうあなたたちは仕事についてくるんだから関係ないということですよ。仕事を選ぶときに、向こうに行きなさいと言うみたいなものではないですか。新築の家を建てて、快適な生活をしようと思う人たちは。もう飯塚市に来



なくていいよと。仕事は飯塚に来てくれ。だけど、嘉麻市に住んでくれというような制度ではないかなと、私は思うんです。だから、私は市内に勤めている人たちで、市外から来ている人たちは、何を条件として整えたら市内に住んでくれるのか調査したほうがいいですよということを言っているんです。そういう意味で、もうあなた方、これ報告事項ですから、決めたことですから、今さらここでどうだこうだと言っても変わらないことでしょう。決めたことですから。ただ、言っていますように、本当にこれで充実した定住政策なのか。都市間競争をしているのは、筑豊ブロックだけと競争しているわけではないです。福岡に人がいっぱい集まる、福岡市に。その人たちをいかに飯塚市に引っ張ってくるか、そういうことではないかと私は思っています。人口が減っていけばまちの活力がなくなっていく。これはもう明白だと思っています。そういう意味で、あなた方がもう決めたんだからしょうがないけれど、だけど、決めたことをやりながら、走りながら、ほかのことを考えることも大切だと思いますので、今後、行政の中でそういう考え方で取り組んでいただきたいなと思っておりますので、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

企業局より、工事請負変更契約について3件ご報告させていただきます。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。まず1件目は、昨年6月25日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告をしておりました「相田地区污水管渠布設（7工区）工事」につきまして、原契約金額8870万4720円から1245万7800円を増額し、変更契約金額を1億116万2520円に、また、原契約工期「平成30年6月12日から平成31年2月28日まで」を「平成30年6月12日から平成31年3月29日まで」に、工期を変更するものでございます。変更契約の概要としましては、一部区間の推進工において推進管の破損及び水の流出によって推進が不能となったため、工法を1工程推進方式から2工程推進方式に変更、また、地下水を止めるために地盤改良工を追加したことにより増額及び工期の変更を行ったものでございます。

続きまして2件目は、昨年9月13日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告しておりました「相田地区污水管渠布設（8工区）工事」につきまして、原契約金額4563万8640円から31万8600円を増額し、変更契約金額を4595万7240円とするものでございます。変更契約の概要としましては、一部区間の推進工において道路を横断して埋設されておりましたコンクリート構造物と交差し、推進が不能となったため、工法を開削工に変更、また、その構造物の取り壊し撤去工を増工したものでございます。

3件目は、昨年8月8日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告をしておりました「目尾鯉田污水幹線管渠布設中（12工区）工事」におきまして、原契約金額8656万5240円から34万200円減額しまして、変更契約金額を8622万5040円とし、原契約工期「平成30年7月27日から平成31年2月28日まで」を「平成30年7月27日から平成31年3月22日まで」に工期を変更するものです。変更契約の概要としましては、予定をしておりました立坑設置場所の試掘を行った際、既設の水道送水管が支障となったため、立坑位置を変更、また、その変更箇所で岩盤が確認されたことによりまして、立坑の底版コンクリートの厚みを1メートルから0.3メートルに減張したことに伴う減額及び工期の変更を行ったものでございます。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと用語がわからないのでお尋ねいたします。1の「工法を一工程推進方式から二工程推進方式」というのは、この推進方式の、押し方が違うんですか。

○企業管理課長

一般的に、一工程方式は推進機本体の――。

( 発言するものあり )

そうです。一度推進機で押して、その後に再度、形の少し大きい推進費で若干押して、いっておいて、その後に、同様にもう1回推進機で押すということです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料によりご報告をいたします。今回報告をいたします工事は、「第2龍王線林道災害復旧工事」でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事のⅡ等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果について、ご説明いたします。本件につきましては7者による入札を執行いたしております。その結果、落札額4554万1440円、落札率86.82%で、有限会社安藤工務店が落札をしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格により7者中5者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。以上で、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国際都市いづか推進計画の策定について」、報告を求めます。

○国際交流推進室主幹

国際都市いづか推進計画の策定について、ご報告いたします。本計画につきましては、昨年9月の一般質問におきまして、計画の趣旨や骨子についてご説明しておりましたところでございます。本日は計画の策定業務を完了いたしましたので、ご報告をさせていただくものです。

まずは目次をご覧ください。第1章「計画策定の趣旨」から第9章「飯塚国際交流推進協議会の紹介」までの9章で構成いたしております。まず、第1章「計画策定の趣旨」でございます。本市においては、中長期的な観点から人口減少の克服及び地方創生に関する施策を推進していますが、今後は外国人材の受け入れや活用、国際交流による地域人材のグローバル化の推進などにより、地域経済の活性化、次代を担う人材の育成、まちの魅力向上などの課題解決につなげていくことが重要となっております。このような状況を踏まえ、本市における国際化、グローバル化を推進し、多様な文化を理解し、受け入れることができるように、市民意識の醸成と人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指し、本市における国際政策の基本的な考え方や、さまざまな分野にわたる施策の方向性を示すために、国際都市いづか推進計画を策定いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。第2章「計画の位置づけと対象期間」についてです。本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した第2次飯塚市総合計画を上位計画とし、

本市が取り組む国際政策の方向性を示す計画として策定しております。次に、対象期間ですが、第2次飯塚市総合計画において実施する中間年次点検の年度に終期を合わせるため、2019年（平成31年度）から2021年度までの3カ年といたしております。

次に、3ページをお願いいたします。第3章「国際化の現状」についてです。3ページから8ページまでは、外国人に関する推移等について、日本、福岡県、飯塚市を比較しております。簡潔に申しますと、6ページに示しておりますが、県内では5番目に外国人の数が多自治体となっており、本市の外国人としてはアジアの方々の方が大部分を占めております。

次に、9ページをお願いいたします。第4章「グローバル化に向けた課題」でございます。全国の地方自治体の問題である人口減少地域における定住人口の増加や、労働力不足の解消といったさまざまな課題を解決する一助とするために、本市からの距離や時差も少なく、市内に住む外国人の比率が高い東南アジア諸国を初めとした海外との友好関係を構築し、外国人留学生及び外国人労働者の支援など積極的に取り組んでいく必要があります、そのためには、今後ますます市民への国際理解を強力に推進し、本市で暮らす外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生ができる多文化共生のまちづくりを目指して取り組んでいく必要があります。

次に、10ページをお願いいたします。第5章「国際都市づくりの意義」をご覧ください。本市におけるグローバル化を推進し、多様な文化との交流や地域における新たな活力の創出など、人づくり、そしてまちづくりへと発展させていくことによって、本市の魅力をさらに高めることであると考えております。

次に、12ページをお願いいたします。第6章「計画の体系」をご覧ください。基本理念といたしまして、「人とまちと世界がつながる 国際都市いづか」、副題に「外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち 全ての方に優しく、そして温かい飯塚市を目指して」といたしました。そして、その実現に向けた基本方針としまして、1つは多文化共生、2つ目に国際交流・経済交流を、2本の大きな柱として推進していくこととしております。

次に、13ページから19ページでございます。こちらに第7章「施策の具体的な方向性」としてお示ししております。この中で、経済建設委員会が所管する事務に関するものについて、抜粋して報告いたします。14ページをお願いいたします。多文化共生における取り組みといたしまして、多文化共生の地域づくりの中で、多文化共生イベントを実施してまいります。具体的には、筑前の国いづか街道まつりの市民イベントにおいて、外国人と一緒に参加し、外国人に対する国際理解を図るものです。また、多言語による情報発信の中で、市のPR情報や看板表記等の多言語化を推進してまいります。市内で暮らす外国人や、今後増加が見込まれる外国人観光客の利便性の向上に努めていきます。

15ページをお願いいたします。外国人への生活支援の中で、外国人の窓口ワンストップ化や外国人向け住宅の確保、外国人就労支援事業や外国人留学生支援事業を推進してまいります。具体的には、市役所に来られた外国人に対する通訳等の支援を行い、ワンストップ化を図り、民間賃貸住宅や空き家等の活用による住まいの確保や、市内で働く外国人向けの日本語教室など、本市に来られた外国人に対する生活支援を充実させることにより、定住人口の増加につなげることが目的でございます。

16ページをお願いいたします。国際交流・経済交流における取り組みといたしまして、姉妹友好都市との交流の中で、姉妹都市交流事業やグローバル人材育成研修事業、ベイエリア構想推進事業を推進してまいります。具体的には、これまで行ってきました姉妹都市であるサニーバール市との子どもたちによる学校間交流事業の継続、また、経済交流への進展に向け、ベイエリア、サニーバール市近郊のシリコンバレー周辺で、姉妹都市を提携している国内の自治体と連携、協力するものでございます。

18ページをお願いいたします。経済交流の推進の中で、アジア経済交流推進事業や地域企

業と外国人との連携事業、企業家育成支援事業を推進していきます。具体的には、成長著しいアジア諸国との経済交流の推進によって地域経済の活性化を図ることや、新たな起業化支援の取り組みとして、昨年9月に実施しましたスタートアップワールドカップ九州大会を今後も継続していきます。

19ページをお願いいたします。国際観光の推進の中で、観光集客推進事業や訪日外国人観光客受入環境整備事業を推進していきます。具体的には、地域の新たな観光資源の発掘や観光ルートの広域連携を推進し、外国人観光客が快適に過ごせるよう、観光ポータルサイトの多言語化や主要観光施設での無料公衆無線LANの整備、ICTを活用した効果的な情報発信など、環境の整備や受け入れ体制の強化を図っていきます。

次に、20ページをお願いいたします。第8章「飯塚市と海外との姉妹都市交流について」においては、姉妹都市でありますアメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市の紹介及び相互交流事業の紹介を記載しております。

次に、25ページをお願いいたします。第9章には「飯塚国際交流推進協議会の紹介」を記載しております。以上、簡単ではございますが、国際都市いづか推進計画の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

ちょっとだけ、15ページに外国人への生活支援というのがありますよね。以前、留学生がなかなか民間のアパートに入れないというようなことがあって、市では留学生用の住宅を少し確保しましたが、その後、時代が変わってきて、近年は外国人に対して民間アパートとか、そういう入居の変化はあるんですか。今まではなかなか、外国人は嫌だという人たちが多かったみたいだったんですけど、昔は。

○国際交流推進室主幹

民間におきまして、例えば企業の方が労働者として雇った場合に、民間の企業のほうが不動産屋さんと一緒に相談しまして、例えばシェアハウスのような形で、共同で入れるような形で、一応やっているところもあると確認しております。

○道祖委員

大学生の留学生については、もうほとんど問題ないんですか。

○国際交流推進室長

留学生につきましては、確かに不足しているという声を聞いております。実際、民間の戸建ての、民間アパートに入居されている方の声としても、やっぱり高いと。民間の住宅が高いので、できたらもうちょっと安価な住宅に入りたいというふうな声も伺っておりますし、九工大では、先生たちが宿というか建物が、一部空いているところがあって、そこを改修して留学生向けに活用したいんだという、学長からそういう話も聞いております。しかしながら、九工大としては本学のほうが老朽化している関係で、なかなかそこまで手が回らない。何かいい策がないでしょうかというふうな相談も受けておりますので、現状としては、留学生の住宅については今厳しい状況ではないかと思っておりますので、それについても今後対策を講じていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○道祖委員

やはり、外国の人が来て、住むところがないということになればどうしようもないので、その辺は、問題点がわかっているなら、解消に向けて努力していただきますよう、よろしく願いします。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。この委員構成での委員会は本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。